沼津市大型構造物長寿命化修繕計画

令和3年3月 (令和7年11月改定)

〈目次〉

1.	長寿命化修繕計画の目的1
2.	計画の位置付け1
3.	長寿命化修繕計画の対象施設2
4.	計画期間2
5.	健全度の把握と評価、及び日常的な維持管理に関する基本的な方針3
6.	施設の長寿命化及び修繕・更新にかかる費用の縮減に関する基本的な方針4
7.	対象施設ごとの次回点検時期及び概ねの修繕内容・修繕時期又は更新時期5
8.	長寿命化修繕計画による効果8
9.	計画策定担当部署 ·····8

1. 長寿命化修繕計画の目的

1.1 背景・目的

- 沼津市では、令和7年3月現在において、11施設の大型構造物(横断歩道橋5橋、道路情報提供装置4基、大型カルバート2施設)を管理しています。これらの大型構造物の中には、近い将来、老朽化により大規模な修繕や架け替え・更新費用の発生が予想され、大型構造物の存続や通行の安全性が懸念されています。
- 平成 26 年 3 月には「道路法施行規則の一部を改正する省令及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」が公布され、5 年に1回の近接目視による定期点検や点検結果の診断を行うことが義務付けとなり、沼津市でもこれに基づき近接目視による定期点検を実施していきました。
- 上記の定期点検の結果を適用し、沼津市の管理する大型構造物を対象に、新たに「沼津市大型構造物長寿命化修繕計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

● 平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)が示され、本市においては、公共施設等総合管理計画(行動計画)として沼津市公共施設マネジメント計画を平成29年3月に策定しました。本計画は、行動計画の下位計画にあたる個別施設計画に位置付けられるものであり、今後の維持管理・更新等の推進を目的としております。

3. 長寿命化修繕計画の対象施設

● 本計画では、横断歩道橋 5 橋および道路情報提供装置 4 基、大型カルバート 2 施設を 対象として計画策定を行います。

表 3-1 長寿命化修繕計画の対象施設(横断歩道橋)

我 0 1 政府即已阿相由四次分别地位(使时少是间)								
			路線名	建設年	延長	幅員	橋種	所在地
全管理横断歩道橋数								
	1	岡宮横断歩道橋	市道 02085 号線	2007年	32.9m	2.0m	鋼橋	岡宮
	2	中央ガード歩道橋	市道 31024 号線 (予定)	1978 年	20.6m	3.0m	鋼橋	大手町
	3	槙島横断歩道橋	市道 01051 号線	1972年	18.0m	2.0m	鋼橋	上香貫槙島町
	4	蛇松白銀歩道橋	市道 31025 号線 (予定)	1980年	89.6m	2.5m	鋼橋	白銀町
	5	東間門歩道橋	市道 01059 号線	1968 年	16.6m	1.5m	鋼橋	東間門

表 3-2 長寿命化修繕計画の対象施設(道路情報提供装置)

			路線名	建設年	支柱形式	延長	幅員	高さ	所在地
全管理道路情報提供装置数									
	1	道路情報提供装置1	市道 0268 号線	2009 年	路側式	_	_	\bigcirc m	丸子町
	2	道路情報提供装置 2	市道 0216-1 号線	2009 年	片持式	_	_	Om	本 680-1
	3	道路情報提供装置3	市道 0234 号線	2009年	路側式	_		\bigcirc m	双葉町
	4	道路情報提供装置4	市道 0216-1 号線	2009年	片持式	_	_	\bigcirc m	双葉町

表 3-3 長寿命化修繕計画の対象施設(大型カルバート)

			路線名	建設年	延長	幅員	施設種別	所在地
全	管理	大型カルバート数						
	1	金冠山第二 トンネル	市道 0128 号線	1997 年	60.0m	10.5m	カルバート	西浦河内 宇上ノ平
	2	大型ボックス カルバート	沼津南一色線	2004年	51.7m	17.5m	カルバート	岡宮

4. 計画期間

● 大型構造物長寿命化修繕計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

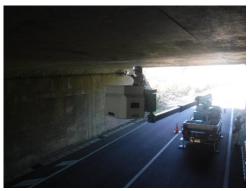
5. 健全度の把握と評価、及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

5.1 健全度の把握の基本的な方針

● 大型構造物の健全度把握については、横断歩道橋および道路情報提供装置、大型カルバートの建設年度や立地条件等を十分考慮して実施するとともに、『横断歩道橋定期点検要領』(令和6年3月:国土交通省 道路局)および『門型標識等定期点検要領』(令和6年3月 国土交通省 道路局)、『シェッド、大型カルバート等定期点検要領』(令和6年3月:国土交通省 道路局)に基づいて5年に1度の頻度で実施し、大型構造物の損傷を早期に把握します。







点検状況写真(左:横断歩道橋 右:道路情報提供装置 下:大型カルバート)

5.2 日常的な維持管理に関する基本的な方針

● 大型構造物の安全性の確認を行い、第三者への被害に繋がる恐れがある異常が発見された場合には、直ちに損傷の補修または危険の除去を行います。

6. 施設の長寿命化及び修繕・更新にかかる費用の縮減に関する基本的な方針

6.1 コスト縮減に向けて

● 損傷の事前予測や劣化予測を行い、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修 繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、トータルコストの縮減を図って いきます。

6.2 点検計画(定期点検)

● 損傷の早期把握を目的に、今後も5年間隔で定期点検を実施する方針とします。

6.3 大型構造物の新技術等の活用方針

- 大型構造物の点検・修繕に関する新技術等は年々増加しており、新技術を活用することで定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化等を見込むことができます。
- 沼津市においても、国土交通省が公表している「NETIS (新技術情報提供システム)」 や「点検支援技術性能カタログ」をはじめ、他自治体における新技術の活用事例等を 踏まえて新技術の導入を検討し、点検・修繕のコスト縮減を図ります。
- 次期計画期間を見据え、令和 12 年度までに横断歩道橋、道路情報提供装置及び大型 カルバートの修繕工事 1 件に関する新技術等を活用することにより、約 400 万円のコスト縮減を目指します。

6.4 大型構造物の更新、集約化・撤去

- 施設の老朽化に伴い、自治体が管理する横断歩道橋および大型カルバートの通行規制等が年々増加している状況にあり、予防保全型の維持管理による長寿命化を図るのみではなく、将来的に大型構造物の更新や集約化・撤去に取り組む必要性が高まってきています。
- 沼津市においても、今後の大型構造物の維持管理に係る費用や、損傷状況や劣化の進行性、利用実態、周辺環境の変化を考慮し、横断歩道橋の更新、集約化・撤去なども併せて考慮していきます。
- 横断歩道橋については、通学路に指定されていることから撤去等は見送ります。今後、 老朽化進行に伴い更新が必要となる場合や、近傍に横断歩道が存在し関係者間の合意 形成がなされる場合などの条件を満たす際には、更新・集約化ならびに撤去の検討を

行います。

- 道路情報提供装置については、冠水に伴う車両走行の注意喚起を行うものです。昨今、 激甚化・頻発化する大雨時に冠水事故を防止するために必要な施設であることから、 撤去等は見送ります。
- 大型ボックスカルバートについては、幹線道路に位置することや山間部に位置しており、隣接する迂回路を通行した場合、約7km(所要時間7分)を迂回することとなり、社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことが困難であることから撤去等は見送ります。
- 今後、社会情勢や利用状況の変化等により、撤去や施設配置の見直しを検討し、長期 的な維持管理に係る費用の縮減を図ります。

6.5 対策の優先順位の考え方

- 複数の大型構造物に損傷が見られた場合、限られた予算でこれらを一斉に補修等を行 うことは困難となることから、対策の優先順位を設定しました。
- 横断歩道橋および道路情報提供装置は、①損傷状況の程度、②路線情報、③施設規模、 ④損傷の発生位置に応じて、対策の優先順位を設定します。
- 大型カルバートは、①損傷状況の程度、②路線情報、③交通量、④施設規模、⑤迂回 路の有無に応じて、対策の優先順位を設定します。
- なお、点検の結果、早急に対策が必要であると判断された場合は、必要に応じて、事業計画に反映し、優先順位を上位に繰上げ対策を実施する調整を行います。

7. 対象施設ごとの次回点検時期及び概ねの修繕内容・修繕時期又は更新時期

7.1 個別施設の状態等

- 横断歩道橋は、令和6年度に3巡目の近接目視による定期点検を行っており、その結果、緊急に措置を講ずべき状態(健全度IV)は無く、早期に措置を講ずべき状態(健全度III)は1橋、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(健全度III)は2橋、健全な状態(健全度II)は1橋でした。東間門歩道橋については令和2年度に2巡目の定期点検を行っており、早期に措置を講ずべき状態(健全度III)でした。
- なお、東間門歩道橋の損傷個所は補修済みとなっています。
- 道路情報提供装置は、令和4年度に近接目視による定期点検を行っており、その結果、4基とも監視や対策を行う必要のない状態(健全度I)でした。
- ◆ 大型カルバートは、令和4年度に近接目視による定期点検を行っており、その結果、

緊急に措置を講ずべき状態(健全度IV)は無く、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(健全度II)が 2 施設でした。

- 対策が必要な大型構造物に関しては、損傷状況や利用実態、周辺環境等を考慮し、適切に維持管理を行っていきます。
- 大型構造物の施設の状態等について、別添「沼津市大型構造物長寿命化計画(事業計画)」に整理しました。

表 7-1 長寿命化修繕計画の対象施設

施設種類	施設名	点検年度	健全度 区分	主な損傷	備考
	岡宮横断歩道橋	1回目: 平成26年度 2回目: 令和元年度 3回目: 令和6年度	I	防食機能の劣化	
	中央ガード歩道橋	1回目: 平成26年度 2回目: 令和元年度 3回目: 令和6年度	П	変形・欠損	
横断歩道橋	槙島横断歩道橋	1回目: 平成26年度 2回目: 令和元年度 3回目: 令和6年度	П	防食機能の劣化 腐食	
	蛇松白銀歩道橋	1回目: 平成26年度 2回目: 令和元年度 3回目: 令和6年度	Ш	防食機能の劣化 腐食	
	東間門歩道橋	1回目:平成27年度 2回目:令和2年度	Ш	防食機能の劣化 腐食	補修済み
	道路情報提供装置 1	1回目:平成29年度 2回目:令和4年度	I	_	
道路情報	道路情報提供装置 2	1回目: 平成29年度 2回目: 令和4年度	Ι		
提供装置	道路情報提供装置3	1回目: 平成29年度 2回目: 令和4年度	I	_	
	道路情報提供装置 4	1回目: 平成29年度 2回目: 令和4年度	I		
大型カルバ	金冠山第二 トンネル	1回目: 平成29年度 2回目: 令和4年度	П	ひび割れ 剥離・鉄筋露出	
<u>- </u>	大型ボックス カルバート	1回目: 平成29年度 2回目: 令和4年度	П	ひび割れ 漏水・遊離石灰	

I:健全 (施設の機能に支障が生じていない状態)

Ⅱ:予防保全段階(施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)

Ⅲ:早期措置段階(施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態)

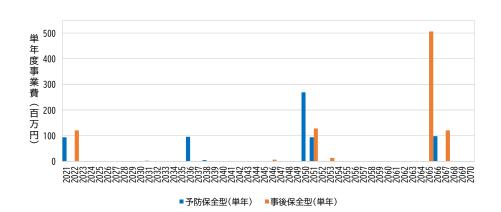
IV:緊急措置段階(施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

7.2 対策内容と実施時期

● 「6.5 対策の優先順位の考え方」及び「7.1 個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点 検や修繕等の対策内容と実施時期について、別添「沼津市大型構造物長寿命化計画(事 業計画)」に整理しました。

8. 長寿命化修繕計画による効果

- 従来の「事後保全型の維持管理」(損傷が深刻化してから大規模な補修を実施)から、「予防保全型の維持管理」(損傷状況を把握したうえで早期の修繕を実施)に転換することで、大型構造物の長寿命化、修繕コストの縮減が図れる効果を検証しました。
- 沼津市が管理する大型構造物のうち横断歩道橋と大型カルバート7施設について、将来の事業費予測を行った結果、修繕等に要する経費については、今後50年間で約27%の縮減が見込まれる結果となりました。
- なお、道路情報提供装置 4 基については、現状で損傷が確認されていないため、今後 の定期点検結果を踏まえ、長寿命化修繕計画の効果を検証します。



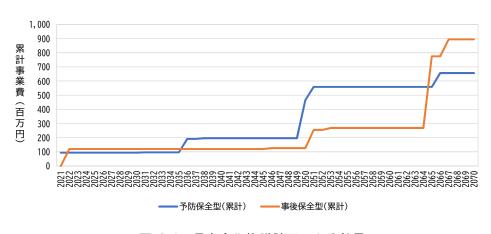


図 8-1 長寿命化修繕計画による効果

9. 計画策定担当部署

● 沼津市 道路管理課 TEL 055-931-2500 (代表)